

町営住宅家賃の算定誤りについて

令和元年8月23日

河北町都市整備課管理係

町営住宅の家賃算定に誤りが判明しました。町営住宅にお住まいの方をはじめ、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の経緯等ご報告します。

1. 経過

町営住宅家賃の確認作業中に、過年度分の算定方法に誤りを発見したことから、公営住宅法及びそれに基づく通達等の再確認を行ったところ、家賃の過少算定が判明しました。

2. 原因

公営住宅の家賃算定に用いる「経過年数係数」について、平成16年度法改正に伴う経過措置の適用方法を誤り、適正な数値で処理されていなかったため、適正額より低く家賃が算定されたものです。

公営住宅の家賃算定

= 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

3. 対象住宅

- ・ 東団地町営住宅1号、2号、3号
- ・ 田井町営住宅

4. 過少算定の状況 ※令和元年8月現在

- ・ 過誤の期間 平成17年4月分～令和元年8月分まで
- ・ 過誤該当戸数 現入居：50世帯 退去：43世帯 合計：93世帯
※現入居と退去の重複：2世帯
- ・ 過少算定の累計額 14,301,803円

5. 該当世帯への対応

個別訪問等により、過少算定の経過及びお詫びと説明を丁寧に行い、納入方法についてはお話しを十分伺った中で、本来頂くべきであった家賃について納入をお願いしてまいります。また、現在入居されている方へは適正家賃での納入をお願いしてまいります。

6. 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、家賃算定に用いる基礎的な数値について、これまで以上に複数の者による点検を徹底します。また、事務引継ぎの徹底と法改正内容・適用の精査、適正な運用に努め、職員の法令・条例遵守の徹底を図り、このようなことが二度とないよう、再発の防止に全力で取り組んでまいります。